発行所
前橋市役所
前橋市榎町1番地
編集
前橋市役所秘書課廣報係
発行兼編集人
松田徳松
印刷所 成立舎
前橋市比刀町105

第十号

前橋市広報

☆市役所の電話番號☆

本庁内（直通）		分室（直通）	
秘書課・庶務課	4301	保安課・商工課	4501
教学課・農政課	4302	厚生課・衛生課	4502
統計課・土木課	4303	税務課・会計課	4503
選挙課・議会事務局	4304		4504
庶務課（直通）	4966		4505
市長室	2413	商工課（直通）	3125
		税務課（直通）	3126

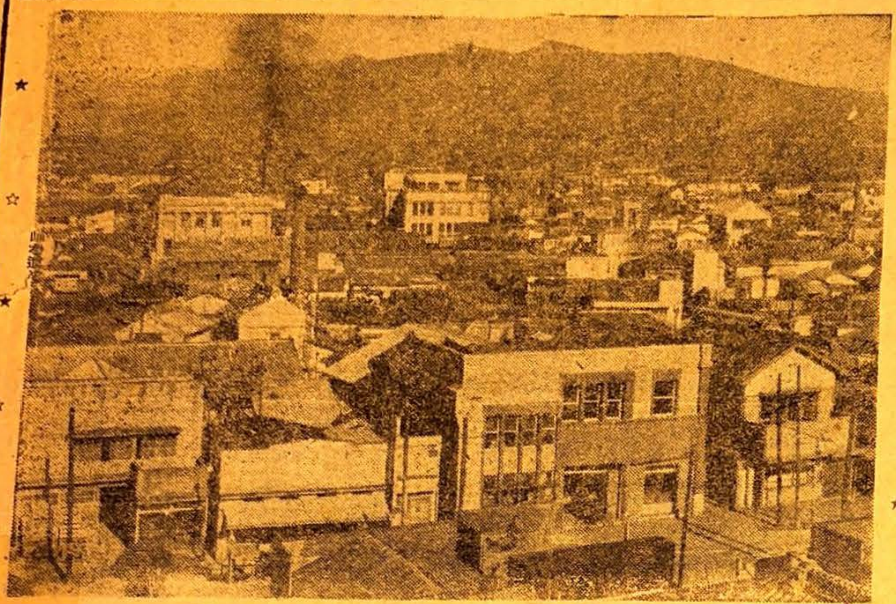

新春・躍進の縣都前橋

昭和二十六年、戦後第六回目の新春を迎えた本市は、戦災の後特別都市計画の施行により駅前通りを始め、主要路線の拡張が行われ、大建築も随所に出現して着々復興一路を邁進して居ります。これがため、昭和二十一年戸数一七、八三八戸、人口八〇、七三六人であったものが、二十五年十月の国勢調査では戸数二〇、六五二世帯、人口九七、三九四人、同十一月末現在の配給人口九九、八二一人となり、十万大前橋の出現もモウ一ト息というところ。これを家屋について見ても、昭和二十二年現在、住宅九、五二三、店舗二、〇二一、工場二八六、倉庫一三五、雑種家屋一六一、計一二、一二六棟であったものが、二十五年には、住宅一〇、七四六、店舗二、六八〇、工場四二五、倉庫一七二、雑種家屋三三二、計一四、三四五棟に増加し、水道、ラジオ等の普及状態から見ても、昭和二十二年水道給水戸数六、九六一戸、ラジオ一〇、一〇〇戸であったものが、二十五年には水道九、八〇五、ラジオ一三、九八二戸（何れも十一月末現在）という躍進ぶり。市の予算も亦昭和二十二年度八百三十六万二千円が、通貨膨張の関係もあって二十五年度には、既に三億を突破し、名実共に本県の政治経済、文化の中心地、縣都大前橋としての雄々しい歩みを見せて居ります。（写真は市街中心地帯）

廣瀬の左岸は櫻並木

街路樹が彩る市の美観
詩的文化都市建設への序奏

進む都市計画

本市の特別都市計画事業は、目下着々進行中で、駅前通りの街路の拡張は既に完成、他の街路も夫々予定計画通り進められて居りますが、戦災復興事務所では、この街路事業の一環として、街路樹の植付を計画し、既に駅前通り、玉村線、滝川線の一部に実施し、他も順次植樹することになって居ります。そこで、どの路線にどんな樹が植付けられるかといいますと、同事務所のプランとしては

1 駅前広場には、とち（マロニエ）とうかえで、けやき
2 駅前通り＝（内側）けやき（外側）あをぎり
3 県庁通り線＝ゆりのき（はんてんぼく）
4 滝川線（国道九号線電車道り）＝けやき
5 外、内環状線＝すゞかけのき
6 利根橋線、桃井校前線（旧大橋線）公園通り線、大渡橋線＝あかしや
7 玉村線、久留万橋線、前橋山線＝いちょう
8 伊勢崎線＝すゞかけのき
9 前橋駅前東橋線＝とねりこ
10 広瀬川公園道路＝右岸やなぎ、左岸……さくら、やなぎ、きょうちくとうを主体として植樹する

計画です。もちろん、これは街路事業の進捗に従って順次に行うものですが、これら幹線に街路樹が植付けられゝば全市に爽やかな生彩を添える上に

❶夏季炎暑の際に日蔭を与え、涼味を加え❷塵埃の乾燥を防ぎ❸空気を清澄にし❹都市を美化し❺防災上に役立ち❻情操上にも効果があります。

また街路樹の条件としては都市の特性を活かすこと（即ち気候、風土、土壌、風致等）都市の悪条件に充分に耐え得るものであること（即ち炭煙、瓦斯、塵埃、反射光線、熱、幹線、損傷等）強健であること、刈込みに耐えること、葉が優美で葉は緑色であること等を必要としますので、本市の街路樹についても、この観点により戦災復興事務所で慎重に選定したもの、以上の通りのプランとなったものですが、完成までには、なお相当の年月を要することでもあり、ますので、この植樹計画に対し市民有識者の方々の忌憚なき御批判を歓迎致しますと同復興事務所では語って居ります。何れにしろ市の中心を流れる廣瀬の清流には櫻並木が出来、マロニエ、すゞかけやなぎ、あかしや、ゆりのき等の新緑に彩どられる市内各幹線道路の美観は、想うだに詩的であり、文化都市前橋の面目はこれにより全く一新することでありましょう

ソ連残留邦人の
安否調査を取扱います

ソ連残留邦人の安否の調査が出来る様、去る十月九日から廿二日までモナコ公国モンテカルロで開催された第廿一回赤十字社連盟理事会に出席した日本赤十字社代表島津忠承氏はソ連代表と個人的に話し合った結果、今迄受付けなかったソ連残留邦人の安否調査を取扱うことを約束しましたので、日赤群馬支部でも留守家族よりの申込によって調査事務を取扱います。尚「安否調査依頼書」は曲輪町市役所厚生課に用意してありますから、御希望の向は至急曲輪町市役所の厚生課へお出で下さるよう希望致します

供米見事一〇四％!!

本市の昭和二十五年産米の供出割当数は前号既報の二千七百六十七石に追加供出分を合せて七千五十五俵（二千八百二十二石）ですが、生産者の皆さんの絶大な御協力により供出成績は縣下各郡市のトップを切り十二月二十一日九九％を突破、翌二十二日見事一〇〇％を完遂し一〇四％を示しましたことは誠に欣ばしき限りであり、生産者皆さんの粒々辛苦の御労苦に深く感謝の意を表し、来るべき昭和二十六年度産麦の生産より……の……産増強運動の展開されて居ります折柄、一層の御協力を希望いたします。（公……）

納税を便利に
市金庫取扱所
一月から五ケ所へ設置

市の税金は従来の郡庭曲輪町の市役所分室内市金庫又は本町大同銀行に納めて頂きましたが、納税者さんの御便宜を図り、一月から

城南小学校、中川小学校、城東小学校、第三中学校、三四才川町駐在事務所

の五ケ所に市金庫の取扱所を毎月末五日間（日曜祝日を除く）設け毎日午前九時から午後三時まで（土曜日は正午まで）税金の収納事務を取扱いますから、納税者の皆さんは、成るべく最寄りの取扱所へお出掛けの上納税して下さる様希望致します。なお先月開催の「市税完納者の集い」の好評に鑑み、第二回の集いを計画し、今回も特等一万円以下多数の賞金賞品が出ますが期日その他は追って発表致します。（税務課）

市議会定例会
追加更正豫算その他を可決

前橋市議会定例会は十二月六日午後一時分室の市議会会議室で開会出席議員三十二名、欠席議員三名で次の議案を何れも原案通り可決して四時十分閉会しました。

一、議案第五七号　昭和二十五年度前橋市歳入、歳出追加更正予算（歳出教育費、消防費、土木費、教育費、起業費等　歳入使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰越金、市債等、追加更正二百四十五万三千円）
二、同第五八号　昭和二十五年度特別会計、水道費追加予算（歳出水道新営改修費、歳入、雑収入水道工事収入、追加額百三十万円）
三、同第五九号　起債変更の件
四、同第六〇号　起債の件（新制中学校建築費六百八十万円）
五、同第六一号　起債の件（庶民住宅建築費四百七十万円）
六、同第六二号　起債の件（引揚者住宅建築費八十万円）
七、同第六三号　起債の件（災害復旧土木事業費五百万円）
八、同第六四号　起債の件（戦災都市計画事業負担金四百三十万円）
九、同第六五号　警察手数料条例改正の件
十、同第六六号　一時借入金について（三千万円を五千万円に更正）
十一、同第六七号　市立図書館条例設定の件
十二、同第六八号　市借用地並に市貸用地賃借契約変更について
十三、同六九号　警察用緊急自動車購入契約締結について
十四、報告第二号　専決処分の件報告（地方競馬実施条例中改正関係）（市議会事務局）

小作料の改訂
最高限度反当六百円

昭和二十五年度以降の小作料については、今回従来の七倍に引上げられ、若しその額が反当六〇〇円を超える場合には、六〇〇円を限度とすることになりました。又新たに小作料を定めようとする場合には知事の……要です。詳しいことは市農政課……へお問合せの上、適正なる小作料の授受が行われます様希望して居ります。（農政課市農地委員会）

今月の暦

一日元日△六日小寒△八日旧十二月朔△十五日成人の日、小正月△二十一日大寒△二十三日……

國連軍傷病将兵慰問
韓國義捐金品

日本赤十字社前橋市委員部では十一月中旬より國連軍傷病将兵慰問品並びに韓國罹災者義捐金品の募集受付を行い、市民皆さんの御協力により十二月二十日現在六万一千九百七拾弐円八拾五銭と二、一四〇点となりましたので県支部へ送りました。

新入学兒童の
身體検査と入學の通知は
今月中旬から下旬迄に發送

小学校新入学期も間近になりましたので、市では一月中旬から下旬までの間に、身体検査通知書と、入学通知書を同時に各父兄の方々の御手許に御届け致しますから、もしその際通知洩れの方がありました時は、駐在員の居住証明書を添えて、市役所教学課（曲輪町分室厚生課内）の係迄に御申出で下さい。通知が無い場合は身体検査の受検はもちろん入学することが出来ませんから、この点特に御注意願います。なお戸籍、寄留の届出が未だ無いと思われる方も、この際至急に手続きをとられます様、市当局は希望して居ります。因に新入学該当者数は、大体二、六〇〇名程度の見込みです（教学課）

競輪
一月は十三日から十六日まで四日間開催。

衛生班表彰
市では六ケ年衛生班表彰……の桑町衛生班と優良衛生班五班を廿一日市長から表彰しました。

市民の聲
記事ふくそうのため、今月号は休載致しました。（係）

雑記帳

今年は十二支からいうと卯歳である▲そこでウサギに因むいろくなことが新聞や雑誌に出るが▲前橋市内に今どの位ウサギが飼われているかというと、昨年の農業センサスに現われたところでは、アンゴラ兎が二千三百三匹、その他の兎が九千五四で之を飼っている農家が五千九百▲そこで十二支に掲げてある家畜数（これも同じ調査による）をあげて見ると
牛二四頭、役牛九七頭、めん羊二八頭、山羊七三頭、鶏一、六五〇羽、このほか家鴨が若干あり、十二支には無いが……は一六四頭市内で飼われている

民営になるお米屋さん
消費者の登録今月行う
市内の申請業者は合計七十三名

新聞紙制度により最初の配米屋さんとして市民の皆さんに喜ばれ信頼を得ようとするのは、消費者による登録業者が決定するわけです。消費者の登録方法は、市が定めた登録所で、登録申請書を提出し、登録票の交付を受けます。登録票は、一世帯一枚で、一人一枚ではありません。これがため、十二月二十日から十五日までの間、市民税の納税義務者に限り、登録申請書を配布しますから、登録所へ出頭して登録票の交付を受けてください。

登録申請書には、氏名、住所、世帯主との続柄、職業、生年月日、配給を受けようとする業者の名称、配給を受けようとする理由を記載することになっていますが、登録申請書を提出した人は、次の通りですから、登録票の交付を受けるまでは、配給を受けることはできません。

一、登録申請書を提出した人
二、登録申請書を提出しなかった人
三、登録申請書を提出しなかった人
四、登録申請書を提出した人

登録票の交付を受けた人は、配給を受けようとする業者を選べばよいわけです。なお業者が決定するのは、消費者による登録終了後であります。

新年の交通を安全に
対面交通を励行しましょう

新年を迎えて交通量は非常に増加することが予想されます。交通事故防止のため十二月二十日から特別の場合を除き、オリオン座通りの自動車の通行が禁止されました。（前警察署）

一、対面交通を、いつも忘れずに、人は右側、車は左側。
二、道路の横断は、左右をよく見て真っ直ぐに。
三、十字路横断は、人も車も必ず止り、左右をよく見てなるべく早く。
四、歩車道の区別はよく守り。
五、無免許運転、無燈火、二人乗りをしないよう。
六、道路の使用は許可を受け、変更等は許可にならぬよう。
七、子供を道路で遊ばさないこと、ボール投げ、羽根つきは特に厳禁です。
八、自動車の直前、直後の横断は危険。
九、ブレーキ、ベルは完全に。
一〇、違反した者は罰されたら必ず守ること。

公職選挙法最初の
基本選挙人名簿
有権者五万九百九十一人

公職選挙法施行後最初の基本選挙人名簿が出来ました。これは昨年九月十五日現在で有権者の皆さんから選挙委員会の申告をされ、これを基礎として基本選挙人名簿を調製し、十一月五日から十五日間一般の閲覧に供し十二月二十日確定したものであります。その総人員は五、〇九一人で男は二、三二七人、女は二、七六四人で前年に比較しますと二、六八人増加しています。

犯罪防いで
明るい前橋に
市警察に各団體も協力

犯罪は年末年始に多発するのを例とし、特に青少年の犯罪については、その傾向があります。就中学生生徒の多い休暇中でもありますので市警察署では、少年係を主体として前橋市防犯委員会並びに十二月八日結成した前橋防犯連合婦人会の協力を得て、この期間中街頭補導を実施するとともに、市民各位の協力を求めて、この期間を防犯強調期間（十二月十日から一月十日まで）とスピーカーで、市民皆さんに呼びかけて居ります。

一般の防犯意識を昂揚して市民皆さんの関心を喚起し、現金犯罪の激増に備えて十二月十六日金融機関に防犯展示会を開催、各金融機関から選挙委員会の申告をされ、これを基礎として基本選挙人名簿を調製し、十一月五日から十五日間一般の閲覧に供し十二月二十日確定したものであります。その総人員は五、〇九一人で男は二、三二七人、女は二、七六四人で前年に比較しますと二、六八人増加しています。

直接納求の
署名人員数

暫定現行公共団体の議会の選挙及び長の選挙権を有する者の署名及び以て、その代表者から條例の制定又は改廃の請求、もしくは議会の解散又は議員、長、助役、収入役、選挙管理委員、公安委員会の委員の解職の請求ができる数は次の通りで十二月二十日選挙管理委員会から告示されました。

即ちその数は選挙人名簿確定の日において、これに記載された二（一）割に相当する人員であります。

今年の傳染病予防対策
市防疫委員会の答申を実行へ

本市は昨年赤痢を始め各種傳染病患者が発生し、中でも赤痢は集団的に発生したため、これが防疫に非常に苦心させられましたので、昭和二十六年には、かかる事を繰り返さぬ為衛生防疫対策委員会を先月八日午後二時から曲輪町市役所分室内で開会し、市長から市民に対する防疫についての要望の言葉、次いで五事項について答申がありました。即ちその答申事項は

①健康生活に援護のために、その方全を期することにしました。（衛生課）
②昭和二十五年に発生した傳染病患者（疑似患者）の保健衛生指導及び各種宣傳の実施
③飲食物取扱者の保菌検索及び各種宣傳の実施
④一般避病舎に伝染病患者による衛生施設及び各種設備に対する助成
⑤水道に認められた井水の検査
⑥婦人衛生相談
⑦昭和二十五年に発生した無料梅毒患者（疑似患者）の保健衛生指導及び各種宣傳の実施
⑧飲食物取扱者の保菌検索及び各種宣傳の実施
⑨一般避病舎に伝染病患者による衛生施設及び各種設備に対する助成
⑩各種衛生施設及び設備等に対する助成

婦人衛生相談

前橋市の市営施設では、毎週木曜日の午後婦人衛生無料相談所を開設して、婦人の方々の御相談に應じていますが、なおこの外、毎週水曜日の午後には血液無料検査及び各種宣傳の実施を行うことになっていますが、なおこの外、毎週水曜日の午後には血液無料検査及び各種宣傳の実施を行うことになっていますが、なおこの外、毎週水曜日の午後には血液無料検査及び各種宣傳の実施を行うことになっています。

麦製品
元旦から実施
クーポン制
麥・粉・パン・めん類自由選擇

麦製品のクーポン制が、元旦から実施されます。これは主要食糧の麦製品の配給を受けられる麦製品の品質の向上、並びに消費者の好みに合致した配給を行うことが望ましいので、公團業務の民営への切替に際し、実施されることになったものです。今後このクーポン（二種類選択購入切符）により、一般消費者は、自由選択で、麦製品の配給を受けられますが、その要領は次の通りです。

①割当期間　全國一円
②交付期間　昭和二十六年一月一日から同月十日まで
③交付場所　又はこれに準ずる場所にして且つ小麦販売業者乙（パン、めん類小麦業者）の無い場所のほかは、原則として凡て実施されます。

総数は五万九百九十一人で、この五十分の一即ち千二十人以上の署名で議会の解散又は長、その他の解職の請求することができるものであります。

一お目付け役
檢察官の
檢察審査会を
御存じですか

檢察審査会は、検察官の公訴提起の当否を審査する機関で、昭和二十三年七月一日から施行されました。

檢察審査会は、衆議院議員選挙権を有する者の中から、毎年一月一日、くじで選ばれた六人の審査員で組織されます。審査員は、任期六箇月で、補充員は四人です。

檢察審査会は、検察官の公訴提起の当否を審査するのですが、審査の申立は、誰でもできます。申立は、書面でも口頭でもよいのです。

審査の申立があると、審査会は、事件について、検察官から意見を聞き、記録を調べ、証人を呼んで調べたり、鑑定を命じたりします。

審査の結果、検察官の公訴提起が不当であると認めたときは、審査会は、その旨の議決をします。

審査会の議決があっても、検察官は、必ずしもこれに従う必要はありません。

消防團
出初式
来る六日擧行

前橋消防團の恒例の新年出初式は来る六日午前九時から午後三時前年どおり前橋競馬場で挙行します。

当日は消防ポンプ自動車全部の性能と消火訓練を行なうほか、各分団の特技を発揮する予定ですが、出初式に市民の方々の参観を希望します。（保安課）

図書館便り
お正月の開館日

市立図書館は、十二月二十八日から一月五日まで年末年始のため休館、六日から開館しますが、今月は十五日の成人の日と、月末の三十一日に休館するほか、毎日次の通り開館します。

一般閲覧室　午前八時三十分から午後九時まで
参考閲覧室　午前九時から午後五時まで
児童閲覧室　午前十時から午後五時まで（図書館）

例規
図書館條例
設定施行さる

市立図書館条例が、十二月二十日市議会に提出され、十二月二十六日の市議会で図書館設置条例設定の件を議案、同日可決されました。

この条例は、図書館法第十五条第二項の規定に基づき図書館の設置に関し図書館長の権限に属する事項を定めたものであります。

この条例は、図書館法第十五条第二項の規定に基づき図書館の設置に関し図書館長の権限に属する事項を定めたものであります。

この条例は、図書館法第十五条第二項の規定に基づき図書館の設置に関し図書館長の権限に属する事項を定めたものであります。

大会は
大穴
一日
一日
来る
スキー

日（日）午前九時から水上町六六スキー場で二会場に分れて挙行します。本町、八田町通り、大橋、石神、利根橋、公園のコースで挙行することに決定しました。参加申込所は市役所教育課、図書館市内各派出所、学校に於いて一般申込します。（教育委）

マラソン（一般並びに団体主催）駅伝大会の参加団体マラソン（一般並びに団体主催）駅伝大会を開催すべく計画中でしたが、一月二十一日（日）午前九時から前橋競技場に於いて挙行することに決定しました。（教育委）

広告
高橋倉治
前橋市千代田町
電話 一〇〇番
一毛町　一毛町　一毛町
前代田　上野田店　上野田太郎
飯野町　四日町　四日町
栄町　石田商店　石田
才川町　上井商店　上井
飯野町　三島商店
中島　正喜
牛込豆腐店　牛込登志男
平野屋　平野吉太郎
38岩神町　38岩神町
田中町　高橋商店　高橋
竹内　信夫
才川町　木下商店　木下
新町　布施商店　布施
小池　靴次
小池町　小池商店
石川商店　石川
横田町　横田ネヲ
紅葉町　三河屋
六供　外丸商店　外丸
曲輪町　曲輪町
北曲輪町　越後屋　伊藤
小泉之吉
小越　馬次
小泉服装業者
小泉服装業者の新配給
甲について生産者の新配給により、スバン、めん類の小売業者の選定により行われます。
乙の他　この表の様に購入切符は有効期間内に新切符と引換えます。
この券を失くしたときは原則として再交付できません。この券を他人に譲り渡したり貸り受けたりすると罰されますから充分御注意下さい。（商工課）
消防團
出初式
来る六日擧行
前橋消防團の恒例の新年出初式は来る六日午前九時から午後三時まで、前年どおり前橋競馬場で挙行します。
当日は消防ポンプ自動車全部の性能と消火訓練を行なうほか、各分団の特技を発揮する予定ですが、出初式に市民の方々の参観を希望します。（保安課）
図書館便り
お正月の開館日
市立図書館は、十二月二十八日から一月五日まで年末年始のため休館、六日から開館しますが、今月は十五日の成人の日と、月末の三十一日に休館するほか、毎日次の通り開館します。
一般閲覧室　午前八時三十分から午後九時まで
参考閲覧室　午前九時から午後五時まで
児童閲覧室　午前十時から午後五時まで（図書館）
例規
図書館條例
設定施行さる
市立図書館条例が、十二月二十日市議会に提出され、十二月二十六日の市議会で図書館設置条例設定の件を議案、同日可決されました。
この条例は、図書館法第十五条第二項の規定に基づき図書館の設置に関し図書館長の権限に属する事項を定めたものであります。
この条例は、図書館法第十五条第二項の規定に基づき図書館の設置に関し図書館長の権限に属する事項を定めたものであります。
この条例は、図書館法第十五条第二項の規定に基づき図書館の設置に関し図書館長の権限に属する事項を定めたものであります。